

預かり保育の利用料は無償化の対象です。

施設等利用費の対象経費

利用料に限ります。※行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外となります。

支給限度額

3歳になった次の4月1日（非課税世帯は3歳になった日）から、日額490円に利用日数を掛け合わせた額で、月額12,300円（3歳になった日から次の3月31日までにある子どもで、非課税世帯は月額17,700円）を上限に、実際に預かり保育に要した利用料が支給されます。

※預かり保育の実施水準が十分でない場合（平日開所時間8時間未満や年間開所日数200日未満）、他に認可外保育施設等を利用した場合も含めて、上記月額上限を超えない範囲で無償となります。

※逆に、預かり保育の実施水準が十分な場合、預かり保育以外に認可外保育施設等を利用した際の利用料は、無償化の対象とはなりません。

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を指します。

施設等利用費の支給方法

償還払いとします。（※「償還払い」とは、一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けること。）
そのため、利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。

請求手続きの流れ

①利用料の償還払いを受けるためには、別途**請求が必要**となります。

②幼稚園等が、利用月ごとに発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（様式第9号）」、及び（初回請求の場合、もしくは前回指定した振込先から変更がある場合は）「振込先を確認できる通帳などの写し」を添付して、「施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第1号）」、**利用する幼稚園等に提出**してください。利用する幼稚園等が他の利用者の方々の分も取りまとめたうえで、尼崎市に提出します。

※様式は再発行していないため、こちらに添付しております様式をコピーしてお使いください。

③その後、尼崎市が請求書類を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

請求及び支給の時期

①利用する幼稚園等を経由しての請求の受付は、**四半期ごと**に行います。

※10月から12月までの利用分は1月末までに請求／1月から3月までの利用分は4月末までに請求／4月から6月までの利用分は7月末までに請求／7月から9月までの利用分は10月末までに請求

②支給時期は、請求があってから概ね1～2カ月後となる予定です。

施設等利用費の償還払い請求に関する問い合わせ先や詳細情報

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1
尼崎市保育管理課（市役所本庁中館2階）
[TEL:06-6489-6159](tel:06-6489-6159) FAX:06-6489-6373

このほか、施設等利用費の償還払い請求の詳細については、専用のQRコードで、尼崎市ホームページにアクセスし確認することができます。

